

特例対象者：13歳以上16歳未満で、日本脳炎予防接種当日に保護者同伴が不可の場合は、本委任状を保護者が事前に記入し、接種日に被接種者が医療機関に提出してください。

## 日本脳炎予防接種同意書

接種日当日に被接種者の保護者が同伴できない場合、下記の日本脳炎に関する説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、接種することに

同意します	・	同意しません
-------	---	--------

※どちらかを○で囲んでください。

接種日当日に被接種者が記入した予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、当該予診票が三郷市に提出されることに同意します。

被接種者氏名	
接種回数	1期（ 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ） ・ 2期
保護者自署	

### 1 日本脳炎の病気説明

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。

流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月まで続きますが、この間に、地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。感染者のうち100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

### 2 予防接種による健康被害救済制度

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生が見られます。万が一、予防接種による健康被害が発生した場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。